

就学援助制度・特別支援教育就学奨励費制度

保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の一部を援助する制度があります。制度により対象となる方、所得要件等が異なります。詳しくは、各学校から配布される「お知らせ」をご覧ください。

【就学援助制度】

経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学校に納める費用の一部を援助する制度です。

対象	生活保護法による保護を受けている、市内小中学校に在籍している児童生徒の保護者、またはそれに準ずる程度困窮していると教育委員会が認める方 ※所得基準を超えている場合は対象外
支給項目	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費等 ※各支給項目には支給上限額があります。令和7年度の支給項目・上限額は5月中旬ごろ決定する予定です。
申請方法	お子さんの通学している学校へ申請書等を提出

【特別支援教育就学奨励費制度】

特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額などに応じ、必要な費用の一部を援助する制度です。

対象	市内小中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者。ただし、就学援助制度の認定を受けた方は対象になりません。また、支給を受けるには所得要件があります。
支給項目	学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費等 ※各支給項目には支給上限額があります。 ※学用品費、オンライン学習通信費の支給を受けるには領収証等(コピー可)が必要です。
申請方法	お子さんの通学している学校へ申請書等を提出

☎ 学校教育課 学校教育G ☎52-1111 内線338

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱され、地域の皆さんからの人権相談を受け、悩みを解決するお手伝いや、人権侵犯の被害者を救済、人権についての啓発活動を行っています。この制度は、官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度です。現在、約1万4,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

【各種人権相談窓口】

①みんなの人権110番 ☎0570-003-110

②こどもの人権110番 ☎0120-007-110

③インターネット人権相談

※①～②開設日：月曜日～金曜日までの平日 相談時間：8:30～17:15

③受付時間：24時間



▲インターネット人権相談

☎ 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919